1.総会における解散の決議から清算結了までのフロー

ＮＰＯ法人（清算法人）	大垣市
(1)社員総会において解散を決議する	
(2)法務局において解散及び清算人の登記を行う	(2)の登記後、 **(3)届　出** ・解散届出書(P.87) ・解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書
(4)主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、清算業務を行う ※清算人（一般に理事が就任する）は、法人格を消滅させるため、以下の業務を行うこととなる ①未完結事務を完結する ②債権の取立て・弁済を行う ③債権の申出の公告と催告 ※公告は、2か月以内に少なくとも1回官報に掲載 ④公告と催告により判明した債務の分配を完了する ⑤残余財産がある場合、財産の引渡しを行う	
(5)法務局において清算結了した旨の登記を行う （法人格が消滅する）	(5)の登記後、 **(6)届　出** ・清算結了届出書(P.91) ・清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書

解散及び清算人の登記をしたことを確認

法人格の消滅を確認